

政令第二百七十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十二条及び第七十五条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、招集に応ずべき予備自衛官（訓練招集に応ずべき予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

第二百二条の五第四項に次のただし書を加える。

ただし、招集に応ずべき即応予備自衛官（訓練招集に応ずべき即応予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集命令書の交付の日から出頭すべき日までの日数を短縮することができる場合を定める必要があるからである。